

一般社団法人愛知県解体工事業協会の入会金及び年会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛知県解体工事業協会定款(以下「定款」という。)

第7条の規定に基づき、一般社団法人愛知県解体工事業協会(以下「本会」という。)

の入会金及び年会費に関し、必要な事項について定めるものとする。

(入会金及び年会費)

第2条 定款で定める入会金及び年会費は、次のとおりとする。

(1)入会金 100,000円(賛助会員からは徴収しないこととする。)

(2)年会費

正会員 120,000円(会長、副会長、理事及び監事にあっては、150,000円)

賛助会員 60,000円

なお、新規入会者の当該年度分年会費については、入会が承認された翌月分から月割りした金額とする。

2 前項の経費については原則一括納付とする。なお、会員の申し出により分割して納付することができる。

3 入会金及び年会費徴収に係る必要な事項は、理事会において定める。

(経費の賦課)

第3条 本会は、特別の事業又は行事を行う場合には、その費用に充てるため会員に別に定める経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この規程は、総会の議決を得た日(令和3年5月24日)から施行する。

この規程は、令和6年9月11日から施行する。